

諫早市監査委員告示第14号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年6月22日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和元年度(後期)定期監査結果

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等(公表)	措置完了日	措置内容等
R1	後期定期 (1月～2月実施分)	健康福祉部	高齢介護課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市物品会計規則第14条によると、備品管理記録票に記載すべき物品の価格は取得価格又は見積価格と規定されているが、未記載のものがあり、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な物品の管理に努められたい。</p>	令和2年2月17日	備品管理記録票については、諫早市物品会計規則第5条第6項に基づく適正な処理を行うよう改善した。
R1	後期定期 (1月～2月実施分)	建設部	緑化公園課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市事務決裁規程第5条第1項によると、別表第2の決裁事項欄に掲げるものについては、これらの表の専決者欄に掲げる者の決裁により当該事項を処理することができると規定され、別表第2の3「予算の執行に関する事項」(11)減免の決定のうち減免基準によるもので、あらかじめ基準適用の決裁を受けたものは課長、上記以外のものは部長と規定されているが、津久葉公園の公園地使用料の減免の決裁がなされていない事例が見受けられた。</p> <p>については、規程に基づく適正な公園地使用料の減免事務の執行に努められたい。</p>	令和2年4月1日	使用料の減免の決裁については、課内会議を行い、諫早市事務決裁規程に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R1	後期定期 (1月～2月実施分)	建設部	緑化公園課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市緑化公園条例施行規則第11条によると、使用料を徴収する場合において、当該使用の期間が翌年度以降にわたる場合(使用の期間が1年以下の場合を除く。)においては、初年度分については許可の際に、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収するものと規定されているが、規定どおりに納入されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な公園地使用料の徴収事務の執行に努められたい。</p>	令和2年4月1日	使用料の徴収については、申請者に対し期限内に納入するよう指導を徹底し、諫早市緑化公園条例施行規則に基づく適正な使用料の徴収事務に努めるよう課内会議を行い周知徹底を図った。